

(介護予防)特定施設入居者生活介護 ケアホーム西大井こうほうえん 利用契約書

(前文)

ケアホーム西大井こうほうえん 入居者 _____ 様(以下「乙」という)と 社会福祉法人こうほうえん(以下「甲」という)は、介護保険法その他の法令(以下「介護保険法令等」という)に定める(介護予防)特定施設入居者生活介護の利用にあたり、下記の各項に基づく標記契約を締結します。

第1章 総則

第1条(目的)

1. 甲は、乙に対し、本住宅において介護保険法令等関係法令を遵守し、本契約の定めるところにしたがい、乙が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを支援することを目的として、(介護予防)特定施設入居者生活介護のサービスを提供し、乙は、その対価を支払うものとします。
2. 本契約に基づき提供されるサービスの内容は、第4条および第5条に定めるものとし、具体的には、「生活支援計画表」(以下「ケアプラン」という)に定めるとおりとします。

第2条(契約の期間)

1. 本契約の有効期間は、契約締結の日から乙の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに乙から文書による契約終了の申し入れが無い場合かつ、甲が更新を承諾した場合には、本契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 前項期間中においても、第20条及び第21条に基づく契約の解除が成された場合は、本契約は終了するものとします。

第3条(運営規定の概要)

甲の運営規定の概要〔事業の目的、職員の体制、(介護予防)特定施設入居者生活介護サービスの内容等〕は、別紙、重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条(介護保険給付対象サービス)

本契約において、「介護保険対象サービス」とは、介護保険関係法令等や要介護度に基づいて介護保険の対象となるサービスとして、甲が、乙に対して提供する入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話等をいいます。

第5条(介護保険給付対象外サービス)

本契約において、「介護保険給付対象外サービス」とは、以下の場合のサービスをいいます。

(1)フロントサービス

(2) 個人的な選択による介護サービス

(3) 介護保険の適用対象外とされるおむつ代、移送サービスなどのサービス

第6条（介護の場所）

1. 甲は、乙に対し、本契約に基づくサービスを、本住宅における乙の居室において提供します。
2. 甲は、乙に対しより適切な介護のため必要と判断する場合、乙または乙の連帯保証人の同意書を得た場合に限り、本契約に基づくサービス提供の場所を本住宅内において変更することがあります。

第7条（連帯保証人）

1. 乙は、入居時に連帯保証人を少なくとも1名定めるものとします。
2. 連帯保証人は、乙に債務不履行があったときは、この契約から生ずる一切の債務について、連帯して履行の責を負うと共に、必要ときは乙の身柄を引き取る責任を負うものとします。
3. 前項の債務については、極度額は 724,860円 とします。
4. 乙は、連帯保証人を変更しようとする場合、甲に対し予め連帯保証人の変更を申し出て、甲の承諾を得なければなりません。なお、甲が連帯保証人として適当と判断し承諾した時は、その旨を、甲と乙は書面によって取り交わすものとします。

第8条（協力義務）

乙および乙の連帯保証人は、甲が乙のため(介護予防)特定施設入居者生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り甲に協力しなければなりません。

第9条（緊急時の対応）

甲は、(介護予防)特定施設入居者生活介護サービスの提供を行っているとき、乙の容態が急変した場合その他必要な場合は、速やかに乙の主治医または協力病院に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

第2章 介護サービスの内容確認とその手続き

第10条（要介護認定に伴う確認）

1. 市区町村によってなされる要介護認定などの結果が乙に通知された場合、甲は、介護保険を利用してサービスを行う前提として、介護保険法令等の定めるところに従い、次の各号に定める事項を含めた要介護認定等に伴う確認を乙または乙の連帯保証人との間で行います。
 - (1) 要介護認定などの内容およびその認定日、有効期間
 - (2) 市区町村の認定審査会の意見
 - (3) 市区町村により確定されたその他の重要な事項
2. 前項の確認を行う際には、甲は、介護保険法令等の定めるところにしたがい、乙または乙の連帯保証人に対して、次の各号に定める事項について説明するとともに、確認書記載事項について乙また

は乙の連帯保証人の意思を確認し、同意をいただきます。

- (1) 本契約の第4条に定める「介護保険対象サービス」の費用の支払い方法として、法定代理受領サービスを選択することに同意するか、または償還払いを希望するかを文書にての確認
- (2) 本契約第5条に定める「保険対象外サービス」の費用を支払うことへの同意
- (3) 本契約に基づく「保険対象外サービス」の利用に関して、乙が負担する利用料金や支払方法などが変更された場合の同意

第11条（ケアプランの作成・変更）

1. 甲は、介護保険法令等の定めるところに従い、乙の「ケアプラン」を作成します。「ケアプラン」とは、日々の介護サービス計画書をいいます。
2. 甲は、「ケアプラン」の作成、変更などについて、乙または乙の連帯保証人に対して説明、協議し、乙または乙の連帯保証人の同意を得たうえで決定します。その内容は、乙または乙の連帯保証人に対して書面を交付して確認するものとします。

第3章 甲の義務

第12条（個人情報の保護・開示について）

1. 甲は、法人で定める「個人情報保護基本方針」に従い、最大限の配慮を行います。また、ご質問やお問合せ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、担当窓口を定めます。
2. 当事業所の職員は、サービス担当者会議（テレビ・電話装置などを利用した場合も同様）において、利用者又はその家族等の個人情報をを用いる場合は当該利用者あるいは家族等の同意をあらかじめ得ます。

第13条（身体拘束の禁止）

1. 甲は、乙または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、乙に対し、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により乙の行動を制限しません。
2. 甲は、乙に対し身体拘束その他の方法により乙の行動を制限しようとする場合、乙または乙の連帯保証人に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明し、同意を得るものとします。

第14条（虐待防止に関する事項）

1. 甲は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - (2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 甲は、サービス提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による

虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

第15条（介護サービス記録）

1. 甲は、乙に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完成の日から3年間保存するものとします。
2. 乙および乙の連帯保証人は、甲に対しいつでも、前項の記録の閲覧を求めることができます。但し、この閲覧及び謄写は、甲の業務に支障ない時間に行うものとし、謄写の場合、甲は、乙に対し、実費相当額を請求できるものとします。

第4章 サービスの料金の支払い

第16条（サービス利用料金）

1. 乙は、甲に対して、介護保険法令等および本契約に基づいて提供されたサービスの利用料として、甲が定める額の利用料を、「要介護認定等に伴う確認」（第10条）および「ケアプラン」（第11条）に基づき支払うものとします。
2. 甲が提供する（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、重要事項説明書に示したとおりです。
3. 第5条に示す、保険が適用されず全額が自己負担となる金額の目安について甲は事前に、第10条「要介護認定等に伴う確認」の際に示すものとします。
4. 甲は、乙に対し、提供されたサービスの内容に基づき、乙が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分などを記載した請求書を発行します。

第17条（利用料金の変更）

1. 介護保険給付対象サービスの費用として支払う利用料金、その他介護保険法令等の変更があった場合、甲は、乙または乙の連帯保証人への説明をおこない、当該利用料金等を変更することができるものとします。
2. 介護保険給付対象外サービスの費用として支払う利用料金について、甲は、乙または乙の連帯保証人への説明をおこない、人件費、諸物価、公共料金の変動、維持管理費の増減、等を基に変更することがあります。
3. 乙は、前項の変更に同意することができない場合、本契約を解除することができます。

第18条（証明書の交付）

甲は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けたときは、乙の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。

第5章 損害賠償

第19条（損害賠償）

1. 甲は、本契約に基づくサービスを提供するにあたって、万が一事故が発生し、乙の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、甲に故意、過失がない場合を除き、速やかに乙に対して損害を賠償します。ただし、乙またはその家族等に重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。
2. 前項において、とりわけ以下に該当する場合には、甲は損害賠償責任を免れるものとします。
 - (1) 乙または乙の連帯保証人が、本契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (2) 乙または乙の連帯保証人が、甲に対し、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (3) 乙の急激な体調の変化等、甲の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (4) 乙または乙の連帯保証人が、甲の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第6章 契約の終了

第20条（甲の契約解除）

1. 甲は、乙が以下の各号のうちのいずれかに該当することとなったときは、催告の上、この契約を解除することができます。
 - (1) 第16条に規定するサービス利用料金その他、乙が甲に支払うべき費用を、3カ月分以上滞納したとき
 - (2) 第16条に規定するサービス利用料金その他、乙が甲に支払うべき金員等の支払いをしばしば遅延する等の事情により、甲、乙間の信頼関係が著しく害されたと甲が認めるとき
 - (3) 乙の問題行動が著しく、介護に相当の困難を伴い、且つ、他のご入居者の生活に好ましくない影響を与えると甲が判断し、専門的な治療、療養が必要となったとき
 - (4) 乙又はその家族等との信頼関係が著しく損なわれ、サービスの提供が不可能になったとき
 - (5) その他本契約に違反したとき
2. 甲は、乙が以下の各号のうちのいずれかに該当することとなったときは、通知催告を要せずして、この契約を即時解除することができます。
 - (1) 乙またはその家族等が、本契約締結時に、その心身の状況及び病歴等につき故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 乙またはその家族等が、故意または重大な過失により、甲または甲のサービス従事者もしくは他の入居者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又はハラスメント等著しい不信行為、その他本

契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

3. 第1項第(3)号の場合、甲は次の手続きを行うものとします。

- (1) 一定の観察期間をおくこと
- (2) 医師の意見を聴くこと
- (3) 契約解除の通告について 30 日の予告期間をおくこと
- (4) 前号の通告に先立ち、乙または乙の連帯保証人の意見を聴くこと

第 21 条（乙の契約解約）

乙は、本契約の有効期間中、いつでも、理由のいかんを問わず自由に、本契約を解約することができます。この場合、乙または乙の連帯保証人は、契約終了を希望する日の 30 日前までに甲に書面により通知するものとします。

第 22 条（契約の終了）

本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- (1) 要介護認定等により乙が「自立」と認定された場合
- (2) 「ケアホーム西大井こうほうえん」の「賃貸借契約」が終了した場合
- (3) 甲が介護保険法令等に基づく(介護予防)特定施設入居者生活介護の指定を取り消された場合、または甲が指定を辞退した場合
- (4) 乙が、本契約の(介護予防)特定施設入所者生活介護に代えて、他の事業者が提供する介護サービスの利用を選択した場合
- (5) 第 20 条または第 21 条により、甲または乙のいずれかが契約解除を行ったとき

第 23 条（契約終了時の精算）

本契約が終了した場合において、乙が、既に受けたサービスに対しては、その利用料金を、契約終了日から1か月以内に精算するものとします。その際、1か月に満たない期間のサービスについての利用料金の支払い額は利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7章 苦情処理

第 24 条（苦情処理）

1. 甲は、本契約に基づくサービスに関する乙または乙の連帯保証人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。
2. 甲は、乙または乙の連帯保証人による苦情申立がなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、乙に対して、これを理由とした差別的な待遇をおこないません。

第8章 その他

第 25 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、甲は、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、乙又はその家族等と誠意をもって協議するものとします。

第 26 条（合意管轄条項）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、ケアホーム西大井こうほうえんの所在地を管轄する地方裁判所、または東京簡易裁判所をもって、合意管轄裁判所とします。

本契約を証するため、入居者、事業者は本契約書を2通作成し、入居者、事業者それぞれ1通ずつ保有します。但し、入居者および署名代行人または連帯保証人であることが確認でき自署がある場合は、押印は不要とします。

令和 年 月 日

(乙)【入居者】

私は、以上の契約の内容および『重要事項説明書』について説明を受け、内容を確認しました。私は、この契約書の定めるところに従い、貴施設における利用契約を締結いたします。

住所 _____

氏名 _____

【署名代行人】

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。

住所 _____

氏名 _____

本人との関係 _____

その理由 _____

【連帯保証人】

私は、以上の契約内容および『重要事項説明書』につき貴施設から説明を受け、連帯保証人の責任につき了承しました。

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

(甲)【事業者】

当施設は、指定特定施設入居者生活介護事業者として、甲の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

社会福祉法人 こうほうえん

理事長 廣江 晃 印

住 所 東京都品川区西大井二丁目 5 番 21 号

事業所名 ケアホーム西大井こうほうえん

施設長氏名 田中 とも江 印

